

平成25年度事業実施要領

「卓越した大学院拠点形成支援補助金」

(研究拠点形成費等補助金 (若手研究者養成費))

平成25年4月

文部科学省

1. 事業の趣旨

グローバル化が急速に進む知識基盤社会において、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化する中、少子高齢化が進む我が国が、将来にわたって持続的に成長し、人類社会の発展に貢献していくためには、優秀な人材を惹きつけ、未知の課題を世界に先駆けて克服し知のフロンティアを拓く優秀な研究者を輩出することが不可欠である。

本事業は、優れた研究基盤を活かし高度な教育と研究を融合する卓越した拠点を有する大学に対し、博士課程の学生が学修研究に専念する環境を整備するために必要な経費を支援し、もって、優秀な学生を惹きつけ、世界で活躍できる研究者を輩出する環境づくりを推進することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 支援の対象

客観的な指標等に基づき優れた実績を持つ博士課程（区分制博士課程の後期の課程、一貫制博士課程のこれに相当する期間の教育課程、及び医学・歯学・薬学・獣医学の博士課程をいう。以下同じ。）の専攻等を有する国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）である大学）が、博士課程の学生を学修研究に専念させる環境を整備する取組を対象とする。

(2) 実施体制

- 事業者は大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体）、申請者は大学の学長である。事業者には研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）が交付される。
- 学長は、申請した内容及び取組全体に責任を持つ。
- 専攻等の専任教員のうち、学生の研究指導、学位審査等の質保証を担当する等、当該専攻等の取組の実施を責任ある立場で主体的に担う常勤の教員を、「実施担当者」とする。
- 実施担当者のうち、事業の実施に関して責任を持つ常勤の専任教員1名を「実施責任者」とする。
- 実施担当者は複数の申請に関わるできない。

(3) 申請の単位等

- 申請は、専攻等を単位として大学ごとに行う。
- 平成25年度において国により支援中の大学院教育研究に係るプログラムを有する専攻等は、本補助金による支援を申請することができない。

(4) 支援の範囲等

- 客観的な指標等に基づき行う専攻等の実績に係る評価の結果を勘案し、博士課程の学生が学修研究に専念する環境を整備するために必要な学生支援経費を主とする下記の経費を補助する。
 - ・ 博士課程の学生をリサーチ・アシスタントとして雇用するための経費等の学生支援経費
 - ・ 博士課程における教育研究指導に必要な経費
 - ・ その他博士課程の学生が学修研究に専念する環境を整備するための経費として必要な物品費、人件費・謝金、旅費、その他（光熱水料等）

- 経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理執行すること。

(5) 支援の期間

本事業による支援は、平成26年3月31日までを支援期間とする。

3. 支援の方法等

(1) 交付先の選定等

平成25年度における新たな本補助金の交付先の選定及びその交付金額の決定は、以下の手続により行う。

(a) 博士課程を有する大学に対する調査に基づく選定

- 文部科学省は、以下の指標により我が国の学術研究を格段に発展させる研究者を一定数以上擁し優れた研究基盤を有する博士課程の専攻等を選定するため、博士課程を有する大学に対し、該当する専攻等及び支援の希望の有無等に係る「調査票」の作成を依頼し、この回答に基づき該当する専攻等の選定を行う。
- 各大学は、「4. 申請内容・方法等」にしたがって、調査票を文部科学省に提出すること。

〔指標〕

次に掲げる条件 (i) 及び (ii) を全て満たす博士課程の専攻等であること。

- (i) 平成24年度の実績において、専攻等に属する実施担当者が、レフェリー付き論文又は著書を、平均して1人当たり1以上発表している専攻等であること
- (ii) 以下の指標のいずれかを満たす専攻等であること
 - ① 「グローバルCOEプログラム」又は「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点のうち、事後評価を行っていないものにあつては当該事業の中間評価の結果が、事後評価を行ったものにあつては当該事業の事後評価の結果が、それぞれA以上の拠点※に係る専攻等
 - ② 平成24年度に交付を受けた、「科学研究費補助金」のうち特別推進研究の研究代表者、特定領域研究の領域代表者（総括班研究代表者）、新学術領域研究（研究領域提案型）の領域代表者（総括班研究代表者）、基盤研究（S）の研究代表者、基盤研究（A）のうち人文社会系研究課題の研究代表者、「最先端研究開発支援プログラム」の中心研究者、「グローバルCOEプログラム」の拠点リーダー又は「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点長を3人以上実施担当者として擁する専攻等

※ 「グローバルCOEプログラム」の拠点のうち、事後評価を行っていないものであつて中間評価において「現行の努力を継続することによって、当初目的を達成することが可能であると判断される」と評価された拠点（プログラム）若しくは事後評価において「設定された目的は十分達成された」と評価された拠点（プログラム）、又は「世界トップレベル研究拠点プログラム」の中間評価においてS（当初目的を超える拠点形成の進展があり、「世界トップレベル研究拠点」としてさらなる発展が期待される）若しくはA（現行の努力を継続することによって、当初目的を達成することが可能と判断される）と評価された拠点。

- 対象となる「専攻等」は、博士課程の専攻、「グローバルCOEプログラム」による支援を受けていた一つの拠点（プログラム）の事業推進担当者が大学院担当教員として研究指導を担当する一又は複数の博士課程の専攻が参画する拠点、又は「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点の研究者（ホスト機関に属する者に限る。）が当該機関における大学院担当教員として研究指導を担当する一又は複数の博士課程の専攻が参画する拠点とする。
- 「グローバルCOEプログラム」の拠点（プログラム）の事業推進担当者又は「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点の研究者（ホスト機関に属する者に限る。）が当該機関における大学院担当教員として研究指導を担当する専攻のうち最も当該拠点と関わりが深い専攻（以下「中心専攻」という。）が（ii）②の要件を満たす場合、当該専攻が参画する拠点として「専攻等」と扱うか、当該専攻単独で「専攻等」と扱うか、いずれかを選択すること。
- 同一の専攻を中心専攻として擁する拠点がある場合、当該専攻が中心専攻として参画する拠点を「専攻等」とする申請は一つに限ること。

(b) 該当専攻等の実績に基づく卓越性の評価

- 文部科学省は、(a) の調査により選定した専攻等を有する大学に対し、当該専攻等の教育研究実績を把握するため、「実績評価調書」の作成を依頼する。
- 各大学は、「4. 申請内容・方法等」にしたがって、評価を担当する独立行政法人日本学術振興会に実績評価調書を提出すること。
- 当該専攻等の実績に基づく卓越性の評価の方針は、以下のとおりとする。
 - ・ 別表に掲げる各指標・データに基づいて、各専攻等の実績を相対的に比較・評価することを基本としつつ、数値で表せない当該専攻等の取組のユニークさや研究成果等の状況について学術研究の動向に照らした判断を加味した上で、各専攻等を以下のS・A・B・Cでグループ分けをする。
 - S：上位25%以内に該当する専攻等
 - A：上位50%以内に該当する専攻等で、上記に該当しないもの
 - B：上位75%以内に該当する専攻等で、上記に該当しないもの
 - C：上記以外のもの
 - ・ 各指標・データの相対的な比較・評価にあたっては、別表に掲げる評価の視点ごとに4段階（3点、2点、1点、0点）での配点を行う。また、学術研究の動向に照らした判断の加味にあたっては、総合的な評価を行い、4段階（6点、4点、2点、0点）の配点を行う。
 - ・ グループ分けを行う単位は、人文社会系、理工・総合・新領域系、生物系を基本とし、人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学、総合領域、複合新領域の研究者による評価を行う。

(2) 支援の方法

- 支援は大学を単位として行う。
- 上記の手続により選定された専攻等について、当該専攻等の実施担当者が研究指導を担当した学生（当該専攻等に属した者に限る。）に係る過去3カ年の修了者数（合計で60人を上限とする。）に応じ算定した額に、評価結果に基づく配分率（S：110%、A：100%、B：90%、C：80%）を乗じて算出した額を大学ごとに合計し、予算の範囲内で交付金額を決定する。
- その他、平成24年度において本補助金による支援を受けていた大学に対しては、平成25年度においても継続的な支援を行うこととし、予算の範囲内で交付金額を決定する。

〔別表：評価の視点及び指標〕

【研究活動について】

	区分	視点	指標	データ
研究活動	研究者の集積	優れた研究者を擁しているか	大型研究費の獲得教員の割合	大型研究費の獲得教員数(注1)／専任教員数
			特別研究員(PD・SPD)・海外特別研究員採用者の比率	特別研究員(PD・SPD)・海外特別研究員採用者／専任教員数
			外国人教員の割合	専任の外国人教員数／専任教員数
		多様な研究者を擁しているか	女性教員の割合	専任の女性教員数／専任教員数
			他大学等を経験した教員の割合	他の大学・研究機関での研究職の経験を有する専任教員数／専任教員数
	研究の状況	研究が活発に行われているか	専任教員当たり競争的資金獲得件数	競争的資金獲得件数(注2)／専任教員数
			専任教員当たり共同研究・受託研究・寄付金受入件数	共同研究・受託研究・寄付金受入件数／専任教員数
		研究を推進する仕組みがあるか	専任教員当たり研究支援者数	研究支援者数／専任教員数
	研究の成果	優れた研究成果をあげているか	専任教員当たり論文・著書発表数	レフェリー付論文発表数・著書発行数(注3)／専任教員数
			国際共著論文の割合	国際共著論文発表数／レフェリー付論文発表数
			専任教員当たり国際学会での基調講演・招待講演数	国際学会での基調講演・招待講演数／専任教員数
社会の発展に資する成果をあげているか		専任教員当たり特許取得件数	特許取得件数／専任教員数	
		専任教員当たりライセンス契約件数	ライセンス契約件数／専任教員数	

(注1)「大型研究費の獲得教員数」とは、「科学研究費補助金」のうち特別推進研究の研究代表者、特定領域研究の領域代表者(総括班研究代表者)、新学術領域研究(研究領域提案型)の領域代表者(総括班研究代表者)、基盤研究(S)の研究代表者、基盤研究(A)のうち人文社会系研究課題の研究代表者、「最先端研究開発支援プログラム」の中心研究者、「グローバルCOEプログラム」の拠点リーダー及び「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点長の人数とする。

(注2)別途、「代表者として獲得した競争的資金一覧(平成24年度実績)」を資料とする。

(注3)別途、「専任教員の代表的な研究業績リスト(専任教員)」を資料とする。

【教育活動について】

	区分	視点	指標	データ	
教育活動	学生の獲得	優れた学生を惹きつけているか	志願状況	志願者数／入学者数	
			特別研究員(DC)採用者の割合	特別研究員(DC)採用者数／学生数	
			定員充足率	入学者数／入学定員	
		多様な学生を惹きつけているか	留学生入学者の割合	留学生入学者数／入学者数	
			他学部・他大学入学者の割合(注4)	自大学の自学部出身者の入学者数／入学者数	
			社会人入学者の割合	社会人入学者数／入学者数	
	教育の状況	研究指導体制は充実しているか	学生当たり研究指導教員数	専任の研究指導教員数／学生数	
			学生当たり外国人教員数	専任の外国人教員数／学生数	
			学生当たり研究指導補助教員数	専任の研究指導補助教員数／学生数	
		学修研究に専念できる環境があるか	経済的支援受給学生の割合	TA・RA・特別研究員(DC)その他給付型支援受給学生数／学生数	
			生活費相当額を受給している学生の割合	生活費相当額(月額15万円以上)受給学生数／給付型支援受給学生数	
		優れた研究者を養成するための特色ある取組がなされているか(注5)	分野の枠を超えた体系的な教育	複数専攻制・研究室ローテーション、異なる専攻の複数教員による研究指導、Qualifying Examinationの実施状況	
			国際的なプログラムの提供	外国語による研究指導・論文作成、海外大学等への派遣の実施状況	
			実践的なプログラムの提供やキャリアパス支援	社会人対象の博士課程教育プログラム、企業での研究活動を主目的とする博士課程におけるインターンシップ、研究職に就くことを目指した博士課程修了者に対するキャリアパス支援の実施状況	
			厳格な学位審査	他研究科の審査委員の登用、外国語を活用した論文審査の実施状況	
			学位審査の透明性の確保	論文審査結果の公表、口述試験の公開、指導教員外の主査登用の実施状況	
		教育の成果	研究者となる者を輩出しているか	修了率	修了者数／学生数
				研究職への就職者の割合	研究職への就職者数／修了者数
学生が優れた研究成果をあげているか	学生当たり論文・著書発表数(注6)		レフェリー付論文発表数・著書発行数／学生数		
	学生当たり学会発表数		学会発表数／学生数		
	学生当たり外国語の学会発表数		外国語での学会発表数／学生数		

(注4)「他学部・他大学入学者の割合」は、「1-(自大学の自学部出身者の入学者数)」で算出する。

(注5)別途、大学が特に重視する取組を記載した「専攻等の概要(特徴、大学の中での位置付け等)」と「優れた研究者を養成するために特に重視している取組(特色ある取組)」を資料とする。また、各データは平成24年度に対象となる学生について、「全ての学生を対象に実施している」「一部の学生について実施している」「実施していない」の別により区分する。

(注6)別途、「代表的な研究業績リスト(博士課程学生)」を資料とする。

4. 申請内容・方法等

(1) 申請内容

- 申請者は、文部科学大臣宛に必要な書類を提出すること。
- 書類の記載方法の詳細については、調査票及び実績評価調書の様式に記載される「記入要領」を参照すること。

(2) 申請書類

別に定める「提出に当たっての留意事項」に基づき、本事業の趣旨を十分に踏まえて、「申請書」、「調査票」、「実績評価調書」、を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請すること。

(3) 提出方法

支援を受けようとする大学は、提出書類ごとに、以下の方法により提出すること。

(a) 「申請書」、「調査票」

【提出期限】

5月24日（金）

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局大学振興課大学院係

【提出方法】

「申請書」については、持参又は郵送により提出。郵送により提出する場合には、封筒に「卓越した大学院拠点形成支援補助金申請書類在中」と記載の上、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送し、上記提出期限までに必ず着くようにすること。

「調査票」については、電子メールにより「inchosa@mext.go.jp」宛てに提出。件名及び添付ファイル名は、「補助金調査票（申請大学名）」と記載すること。

(b) 「実績評価調書」

【提出期限】

6月21日（金）

【提出先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課大学連携第二係

【提出方法】

電子メールにより「takuetsu-jsps@jsps.go.jp」宛てに提出。件名は「補助金実績評価調書（申請大学名）」と、添付ファイル名は「補助金実績評価調書（申請大学名申請専攻等名）」と記載すること。

(4) その他

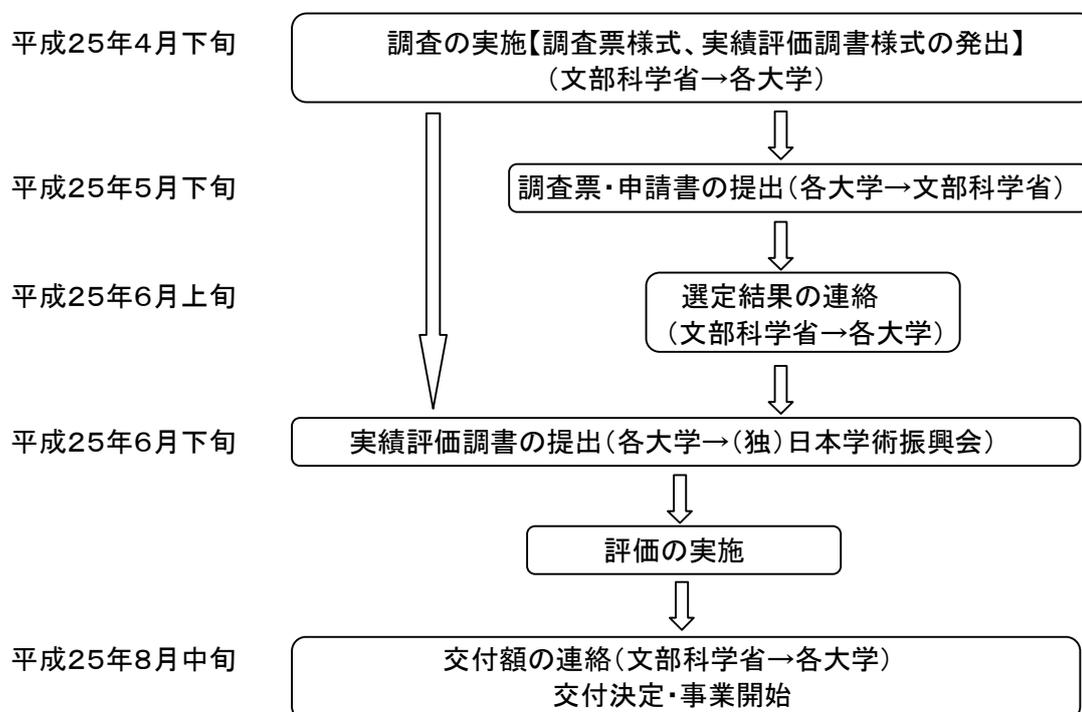
- 提出された調書等については、差し替えや訂正は原則として認めない。
- 提出された調書等に、評価における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、

又は虚偽の記載等があった場合、評価対象外とする。また、虚偽の記載等があった場合は、評価後においても、決定が取り消されることがある。この場合、虚偽の記載等を行った者について、一定期間本事業への参画を制限する。

- 提出された調書等は全て文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において共有し返還しないため、各大学において控えを保管しておくこと。
- 補助金交付先の大学については、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行う。

5. スケジュール

概ね、以下のスケジュールを予定している。



6. その他留意事項

(1) 補助金の執行に関する留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合には、学長、実施担当者、及び経理等事務を行う大学の事務局は以下のことに留意すること。

① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。

また、調書、交付申請書等の作成や提出、事業の実施等を、各大学毎に学長の下、一括して行うようにすること。

② 補助金の執行事務等

本補助金の執行事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにすること。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年から5年間保存すること。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにすること。

③ 不正な使用等に関する措置

補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行った実施担当者は、以下の期間について、本事業への参画を制限する。(他の競争的資金制度等で不正な使用等が認められた場合においても、参画が制限されることがある。)

(i) 不正な使用等を行った場合は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年間又は2年間

(ii) 不正な使用等を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、補助金の返還が命じられた翌年度以降1～10年以内の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

④ その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなる。

(2) 公表等

本補助金による支援の決定後、大学名、大学ごとの交付金額等について公表する予定としている。

また、パンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、支援対象大学に対しては、協力を求めることを予定している。なお、作成したパンフレット等に関する著作権は、文部科学省に帰属することとする。

(3) その他

○ 現に又は今後、国等から助成を受ける経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできない。

○ 研究活動への不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、不正行為を行った実施担当者については、以下の期間について、本事業への参画を制限する。（他の競争的資金制度等で不正行為が認められた場合においても、参画が制限されることがある。）

（i）不正行為に関与したと認定された者については、2～10年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

（ii）不正行為に関与したとまでは認定されないものの、当該行為について一定の責任を負う者として認定された者については、1～3年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

7. 問合せ先

（事業実施要領等全般について）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室大学院係

電話：03-5253-4111 内線3312

FAX：03-6734-3387

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetsu/index.htm

（本ホームページより、調書の様式等のダウンロードが可能です。）

（実績評価調書、評価について）

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課大学連携第二係

電話：03-3263-1757

FAX：03-3237-8015

ホームページ：<http://www.jspss.go.jp/j-takuetsudaigakuin/index.html>